

■ 1 農業協同組合とは ■【農協法第 3 条、第 4 条、第 7 条】

(1) 農業協同組合

農業協同組合（農協）とは、農業者が、相互扶助を目的として、農業協同組合法（農協法）に基づき自主的に設立する協同組合で、法人格を有しています。また、農業者が、生産や消費活動の相互扶助・協同によって、その経済的社会的地位の向上を図ることを目的としています。

この目的のために、農協は、営農指導、農産物の共同販売、生産資材や生活物資の共同購入、貯金の受入れ、資金の貸付け、共済事業、福祉事業など様々な事業を行っています。

(2) 農業協同組合の種類

農協には、大きく分けて「総合農協」と「専門農協」とがあります。

「総合農協」とは、信用・共済・購買・販売など様々な事業を総合的におこなっている農協をいいます。

「専門農協」とは、畜産、酪農、果樹、農村工業など特定の業種に限って、営農指導、共同販売、資材の共同購入などをおこなっている農協をいいます。貯金等の受入れをおこなっていない農協を専門農協という場合もあります。

(3) 農業協同組合法

農業協同組合法（農協法）とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業協同組合中央会について、その組織、事業、運営等を規定している法律です。昭和 22 年 11 月 19 日に公布、同年 12 月 15 日に施行されました。

この法律の目的は、「農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与すること」（第 1 条）とされています。

■ 2 農業協同組合の事業 ■【農協法第 10 条】

農協は、様々な事業をおこなっていますが、農協法およびその他の法律によって認められた事業以外の事業を行うことはできません。

農協の事業は、組合員が利用することが原則です。しかし、農協法および定款の定めにより、一定の割合で組合員でない者も事業を利用することができます。

■3 行政庁への認可申請・届出(主なもの)■

農業協同組合の設立、定款変更、解散などについては、行政庁の認可が必要なものと、事後の届出でよいものがあります。行政庁に認可申請または届出が必要な事項(主なもの)は、次のとおりです(カ～サは、福島県の条例に基づくものです)。必要な書類等について、事前に所管の農林事務所にお問い合わせください。

- ア 設立するとき【農協法第 59 条】
- イ 定款を変更するとき【農協法第 44 条第 4 項】
- ウ 解散するとき【農協法第 64 条第 4 項】
- エ 正組合員数が 15 人未満となり解散したとき【農協法第 64 条第 5 項】
- オ 組織変更をしたとき【農協法第 73 条の 10】
- カ 総会を招集するとき
- キ 総会を終了したとき
- ク 役員、参事が就任・退任したとき
- ケ 事務所を新たに設置又は移転したとき
- コ 事業を休止又は再開したとき
- サ 破産手続開始の申立てをしたとき

■4 農業協同組合の組合員■【農協法第 12 条】

農協は農業者のための組織ですから、その組合員は農民であるのが原則です。農民である組合員を一般に「正組合員」といいます。しかし、農民でなくともその事業を利用することが適当な場合がありますので、このような者も「准組合員」として組合員になることができます。

■5 農業協同組合に対する監督■【農協法第 93 条～第 96 条】

農協法では、行政庁(国および県)に対して、農協に対する認可や承認、検査など様々な監督権限を与えています。